

各種営業店舗のみなさまへ

～千葉県青少年健全育成条例に基づく立入調査について～

千葉県では、青少年の健全な育成のために、必要な環境の整備を図るため、毎年度、千葉県青少年健全育成条例に基づく立入調査を行っています。

立入調査を実施する場合は、職員が「調査員証」を提示し行います。店舗のみなさまに条例の趣旨を御理解いただき、条例に規定する規制等の遵守状況を確認するものであり、御理解の上、御協力をお願いいたします。



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

○条例(第23条の4第1項)の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、罰則の適用となります。【10万円以下の罰金又は科料】



立入調査で確認する内容は次のような項目です >>>

カラオケボックス

- ・深夜に青少年を入場させていないか
- ・青少年の深夜入場禁止の表示をしているか
- ・年齢確認を行っているか

インターネットカフェ・まんが喫茶等

- ・深夜に青少年を入場させていないか
- ・青少年の深夜入場禁止の表示をしているか
- ・年齢確認を行っているか
- ・フィルタリング等の措置を講じているか

図書等取扱店

- ・有害図書等※を定められた方法で区分陳列しているか
- ・青少年への販売や閲覧を制限する表示をしているか

携帯電話等販売店

- ・青少年が使用する携帯電話・スマートフォンについて有害情報を閲覧する機会が生じることやフィルタリングサービス内容等の説明・書面交付を行っているか
- ・保護者からの申出の書面・記録を保存しているか

※有害図書等

「個別指定」と「包括指定」があり、次のようなものは、包括的に全て有害図書等となります。

- ①書籍・雑誌など：全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交、若しくはこれに類する性行為(「卑わいな姿態等」というを被写体とした写真又は描写した絵を掲載したページ(表紙を含む)の数が、「総ページ数の5分の1以上」又は「20ページ以上」あるもの。
- ②ビデオ・DVDなど：卑わいな姿態等を描写した場面が「連続して3分を超える」又は「合わせて3分を超える」もの。

「千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」の一部改正により、千葉県青少年健全育成条例に基づく立入調査(対象：青少年深夜入場禁止施設・図書等取扱店・携帯電話等販売店)に係る事務権限について、県から次の市町に移譲されました。【平成26年7月1日施行】

千葉市、銚子市、富津市、大多喜町

お知らせ



【問合せ先】千葉県環境生活部 県民生活課 (TEL:043-223-2330)

*青少年健全育成条例の詳しい内容は県HPに掲載されています。

千葉県青少年健全育成条例

検索

千葉県青少年健全育成条例

カラオケボックス・インターネットカフェ・まんが喫茶等では

- カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶、個室ビデオ店では、深夜(午後11時～翌日午前4時)に青少年を客として入場させてはなりません。【30万円以下の罰金又は料料】
- 入口の見やすいところに、深夜における青少年の入場を禁止する旨を表示しなければなりません。

表示例

千葉県青少年健全育成条例により
午後11時から翌日午前4時までの間は、保護者同伴であっても
18歳未満の方の入場をお断りいたします

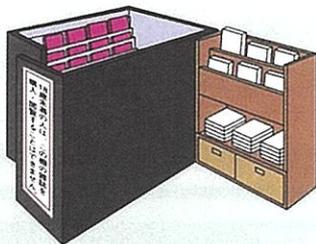
- インターネットカフェ等の事業者は、青少年にインターネットを利用させる場合は、有害情報の閲覧防止のため、フィルタリングサービスの利用等、適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

図書等(書籍・雑誌・DVD・ゲームソフト等)の販売・レンタルを行う店舗では

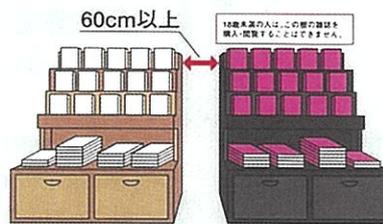
- 書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等では、有害図書等(成人向けの本、アダルトビデオ等)を陳列するときは、下記①～⑤のいずれかの方法により、他の図書類と区分して、青少年の目につかない場所や屋内の監視できる場所に陳列しなければなりません。【改善命令に従わないと30万円以下の罰金又は料料】
- 有害図書等の陳列場所には、見やすい箇所に、容易に判読できる大きさの文字で、青少年への販売や閲覧を制限する旨の表示をしなければなりません。

表示例

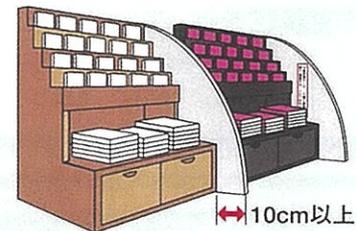
18歳未満の人は、この棚の書籍・雑誌を購入・閲覧することはできません



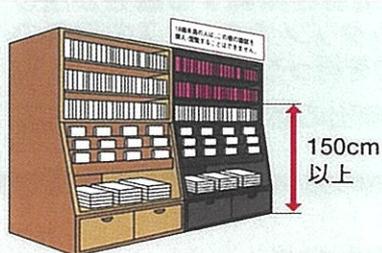
① 間仕切り等で内部を容易に見通すことができないように陳列



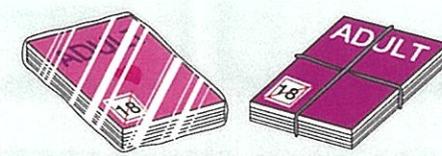
② 他の図書等の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列



③ 他の図書等の棚との間に10cm以上張り出す透明でない仕切り板を設け、この仕切り板と仕切り板の間にまとめて陳列



④ 床面から150cm以上の高さの位置に背表紙しか見えないようにして、まとめて陳列



⑤ ビニール包装、ひも掛け等の方法により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列

携帯電話等を販売する店舗では

- 携帯電話事業者及び販売店(携帯電話事業者等)は、青少年が使用する携帯電話(スマートフォンを含む)についてインターネットの接続契約をするときは、青少年又は保護者に対して、有害情報を閲覧する機会が生じることや、フィルタリングサービスの内容について説明し、説明書を交付しなければなりません。
- スマートフォンの場合は、上記の説明のほか、無線LANの利用により有害情報を閲覧する機会が生じることや、提供できるフィルタリングサービスの内容等について説明し、説明書を交付しなければなりません。
- 保護者からフィルタリングサービスを利用しない旨の申出があった場合は、書面又はその記録を保存しなければなりません。

※この条例で青少年とは、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいいます。